

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人の母（請求人世帯の世帯主。）に対して、令和5年9月28日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法ないし不当であるから取消しを免れないとしている。

1 理由付記不備

本件処分においては、処分理由は基準改定によるとしか書かれていません。本件処分を争う場合、何について主張すべきか請求人には不明であり、十分な不服理由を主張することができない。また、本件処分の判断に際して、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、処分庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。さらに、生活保護費支給額が正確か否か請求人には判断ができず、理由付記を求めた法の趣旨に反する。理由付記が適正になされるためには、処分を具体的に根拠付けるものでなければならなく、また、処分理由は、相手方の知不知にかかわらず、処分通知書の記載自体から知り得るものでなければならない。

したがって、本件処分には理由不備の違法がある。

2 支給額の不備疑い

処分庁は、数々の事務懈怠及び事務処理ミスを発生させている。本件処分も適正に行われたか、保護支給額は正確か全く不明であり、今回もミスがあることが疑われる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 2月 3日	諮問
令和7年 4月 22日	審議（第99回第3部会）
令和7年 5月 22日	審議（第100回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の定め

ア 法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。））により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定される。

法11条1項は、保護の種類として、生活扶助（同項1号）、住宅扶助（同項3号）を掲げている。

イ 法25条2項及び同項において準用する法24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、

決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(2) 保護基準（本件改定後の保護基準）

ア 基準生活費の算出

保護基準別表第1の生活扶助基準において定められている「基準生活費の額（月額）」は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、A（第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に通減率の表中率の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額の合計額）にB（経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額）及びC（第2類の表に定める地区別冬季加算額）を加えた額とするとしている（別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)、同・(2)・ア・(ア)及びイ）。

イ 特例加算

基準生活費の算出に当たっては、上記アにより算定される額に世帯人員一人につき月額1,000円を加えるものとするとしている（別表第1・第1章・4）。

ウ 障害者加算

1級地に在宅する国民年金法施行令別表に定める1級に該当する障害のある者の障害者加算額（月額）は26,810円とし（別表第1・第2章・2・(1)及び(2)・ア）、また、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の廃疾の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者については、別に15,220円を算定（重度障害者加算）するものとするとしている（同・(3)）。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件改定により、令和5年10月1日以後適用される保護基準が改定されることに伴い、請求人世帯（1級地-1に在住する20歳～40歳が2人、41歳～59歳が1人の3人世帯）に係る同月分の生活扶助を196,700円（下記(1)及び(2)の合計金額）と算定し、これに住宅扶助69,800円（前回処分から変更なし）を加えた最低生活費266,500円から、収入認定額87,952円（前回処分から変更なし）を収入充当した178,548円を、同月分の保護費（支給額）とする保護変更決定

を行ったこと（本件処分）が認められる。

(1) 基準生活費の額

A（第1類の表の世帯員の年齢別基準額46,930円×3人×遞減率0.75+第2類の表の基準額44,730円）+B（経過的加算額（月額）の表の世帯人員数に応じた世帯員の年齢別加算額670円×2人+0円×1人）+C（第2類の表の地区別冬季加算額0円）+特例加算（1,000円×3人）=154,670円

(2) 加算（前回処分から変更なし）

障害者加算ア（26,810円）+重度障害者加算（15,220円）=42,030円

以上のとおり、本件処分における保護費の額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について、本件改定後の保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの各区分に正確に当てはめた上で行われており、その他に違算も認められないから、本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされたものである。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件処分通知書には、処分理由は基準改定によるとしか書かれておらず、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、処分庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残るほか、保護費の支給額が正確か否か請求人には判断ができず、理由付記を求めた法の趣旨に反するなどと主張する。

しかし、行政処分に理由付記が求められる趣旨は、処分庁の判断の恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与えるものであると解されるところ（行政手続法14条1項についての最高裁判所平成23年6月7日判決参照）、本件処分は、本件改定後の保護基準どおりの処分を行うものであり、かつ、厚生労働大臣による告示等は保護基準及び本件改定の内容を明確に定めている。したがって、本件処分通知書に保護基準の改定である旨の理由を示すことによって、本件処分通知書とそれ以前の保護変更決定通知書を比較すれば、本件処分による保護費の変更は本件改定に基づくものであること、及び本件処分による保護費変更の具体的な金額を了知しうることから、被保護者による不服申立ての便宜を損なうものとはいえない

い。

また、請求人は、本件処分の適正性や支給額の正確性にも疑いがある旨主張するが、本件処分における支給額の算定に違算は認められないことは、上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張はいずれも理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子